

1. 議事日程(第3日目)

(平成16年度安芸高田市予算審査特別委員会)

平成16年3月18日
午前10時開議
於第一別棟会議室

開 会
議 題

(1) 議案第11号 平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算

閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(18名)

委員	天 清 斐 雄	委員	泉 正 智 代
委員	井 上 正 文	委員	今 野 仁 千 六
委員	今 村 義 照	委員	浮 田 洋 吾
委員	岡 田 正 信	委員	熊 高 昌 三
委員	桑 岡 達 夫	委員	杉 原 洋
委員	玉 川 祐 光	委員	塚 本 近
委員	名 川 律 夫	委員	藤 井 昌 之
委員	松 浦 利 貞	委員	明 木 一 悦
委員	山 本 三 郎	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(19名)

市長職務執行者	織 田 邦 夫	参 事	小 野 豊
総務部長	新 川 文 雄	教育次長	水 戸 眞 悟
吉田保育所長	是 常 知 昭	向原町こばと園所長	高 橋 義 照
教育総務課長	上 川 裕 芳	学校教育課長	杉 山 俊 之
生涯学習課長	河 野 正 治	吉田幼稚園長	田 丸 文 枝
吉田分室課長	富 田 道 明	八千代分室課長	中 村 保 子
美土里分室課長	宮 本 八 郎	高宮分室課長	小 田 洋 介

甲田分室課長	升 田 寿 子	向原分室課長	兼 近 環
教育総務課主幹	中 尾 澄 江	社会教育係長	玉 井 久 洋
吉田隣保館係長	柿 田 治 宣		

5. 職務のため出席した事務局職員の職氏名(5名)

事務局 長	増 本 義 宣	次長兼総務係長	光 下 正 則
議事調査係長	児 玉 竹 丸	書 記	国 岡 浩 祐
書 記	倉 田 英 治		

~~~~~  
午前10時00分 開会

桑岡委員長 定刻が参りましたので前日に引き続き会議を再開いたします。  
ただ今の出席委員は、18名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。  
本日の審査日程は、お手元に配付したとおりでございます。  
議案第11号、平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算についての件の内、教育委員会に係る部分を議題といたします。  
教育長から要点の説明を求めます。

是貞教育長 委員長。

桑岡委員長 是貞教育長。

是貞教育長 おはようございます。教育長の是貞でございます。どうぞよろしくお願いたします。教育委員会の暫定予算につきまして、説明をさせていただきます。

全体的には義務的経費を中心に編成いたしております。それと、内容につきましては合併前に協議したものの約3分の1を計上させていただいておるとことでございます。それと委託的業務につきましては、年間費用等も計上させていただいておるところでございます。また、教育行政につきましては今まで旧各町といいますが、各町で取り組んで来ておりました地域に根ざした特色ある教育を、学校教育、あるいは生涯学習の面においても継続していきたいと考えておりますが、さらにそれも発展させた取り組みを今後取り組んでいかなくはいけないうようなようにも考えております。合併によって教育が低下したということの無いよう努力していきたいと、このように考えております。事務局の組織、あるいは予算内容等につきましては、次長以下に説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。

水戸教育次長 委員長。

桑岡委員長 水戸教育次長。

水戸教育次長 おはようございます。教育次長の水戸でございますが、私の方からは皆さん方のお手元にただ今配布させていただきました安芸高田市の教育委員会の職員事務分掌について簡単にご説明を申し上げ、予算書の内容の要点につきましては、それぞれ担当しております3課長がおりますので、この方から説明をいたします。

まず、お手元の事務分掌表につきましてでございますが、安芸高田市の教育委員会の本庁には3課ございまして、教育総務課、学校教育課、生涯学習課というふうに3課を配置いたしております。内容、その他課長名等々につきましてはご覧いただくことといたしまして、本庁では教育長以下20名の者が第3分庁舎に勤務をいたしておるところでございます。なお、空白の部分で参事、主幹というところが、学校教育課の方と教育総務課の方にあると思いますけども、この件につきましては後ほど説明があるかもしれませんけども、県からの派遣人事を依頼してい

るところでございます、県行政の人事異動等に伴います関係上、現在ではまだ未定の空白欄となっておりますことを、ご了承賜りたいと思います。

それから2ページ目の下欄の方ですが、幼稚園を1園ほど分掌いたしておりますので、吉田幼稚園では3名の者が勤務をいたしております。次のページからは各教育分室ということで各旧町の6教育分室を配置いたしております、主にはこれまで各町で特色ある教育行政を推進して参っておりますが、中でも生涯学習、社会教育の観点からこれらの分室が主体となって、これまでの積み上げてきた各町の特色ある教育行政を担当して参るということで、それぞれ3名ないし4名の職員を配置いたしておるところでございます。

給食調理場が最終最後の部分で書いておりますけれども、ご覧いただきますような給食調理場、それぞれ配置してございまして、これまでの給食調理業務というものは、当面このそれぞれのかたちで進めては参りますが、今後の課題としては残って参るものというふうな考え方をいたしております。

総勢一般職64名になろうかと思いますが、教育長を除きますと63名というかたちで現状ここに名前を列記させていただいておりますと共に、それぞれの事務分掌については、ここに列記しておりますので今後とも参考にしていただいて、よろしくお願いを申し上げたいというふうに考えております。

本日は本庁は係長以上並びに各6分室長、それから吉田幼稚園長が出席いたしておりますので、それぞれの分野についてご質問等がございましたら回答できるようにいたしております。簡単に事務分掌についてご説明を申し上げましたが、これから各本庁の担当3課長が要点のご説明を申し上げますので今しばらく時間をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

上川教育総務課長  
桑岡委員長  
上川教育総務課長

委員長。

上川教育総務課長。

教育総務課長の上川でございます。座って説明させていただきます。暫定予算書の20ページの方から、教育総務課関係の歳入の関係でございますが、ご覧をいただきたいと思います。

20ページの一番上のところにですね、国庫支出金の6教育費国庫補助金としまして、小学校補助金としまして要保護及び準要保護児童援助費補助金、それから公立学校施設整備費補助金、中学校の方で同じく要保護及び準要保護補助金、寄宿舎住居費補助金、いずれも1,000円ずつの存目で上げておりますが、まだ補助金の額が確定していないということで、存目で上げております。

続きまして33ページの方でございます。

諸収入のところでございますが、雑入としまして教育総務課関係雑入2万8,000円を上げております。これはコピー代とか職員の電話を私用で

利用した場合のですね、雑入ということでございます。教育総務課関係の歳入としましては以上でございます。

歳出の方に移らせていただきます。75ページの方でございます。

75ページの方に款の10教育費項が1教育総務費とございまして、教育総務課の方で管轄していますのが教育委員会費と事務局費でございます。教育委員会費の方は報酬、これは教育委員さんの報酬でございます。それから旅費、教育委員さんの旅費。交際費、これは教育長の交際費。負担金補助及び交付金、これは2郡の教育長会であるとか広島県の教育長会であるとか、中国地区の教育長会等々の負担金、それから教科書採択に関する負担金等でございます。それから2の事務局費の方でございますが、1の報酬、これは英語指導助手、それから奨学金審査会、就学指導委員会等の報酬でございます。給料は教育総務課の職員4人、それから学校教育課の職員4人、教育長、次長の給料、職員手当等、共済費等でございます。8の報償費の方は学力向上の講師謝金、各種研修会の謝金、これが2分の1程度上がっております。旅費は事務局職員の旅費でございます。それから需用費の方はコピー代であるとか燃料代、印刷製本費、それから修繕料等が含まれております。役務費は郵送料、電話の使用料等でございます。委託料は学校行事の時にマイクロバスの運転をする運転手さんへの委託料、これは吉田で実施をされております。それから職員の健康診断、児童生徒のギョウ虫尿検査等の委託料でございます。

次のページに移っていただきまして、使用料及び賃借料ですがこれは英語指導助手の家賃。吉田、美土里、向原の方が家を借りていただいて、そこに入らせていただいておりますのでその家賃。それからコピー機借り上げ料、有料道路の使用料等が含まれております。備品購入の方ですが、学校社会教育施設等の備品の購入ということで、4分の1程度がこの度計上していただいております。負担金補助及び交付金ですが、同和奨学金の経過措置分、それから特色ある学校づくりの負担金補助及び交付金と。それから育英奨学金の経過措置、これは甲田と向原が残っておりますので、その経過措置分。福祉担い手経過措置、これは向原の方で看護学校へ行かれた場合に奨学金を出すという制度がありまして、その経過措置分等が含まれております。20の扶助費でございますが小学校、中学校の準要保護家庭の就学援助費が2分の1程度計上してございます。貸付金は安芸高田市の奨学金が新たに出来ておりまして、これは一般対策でございますが、その2分の1が計上してございます。以上、教育総務費関係の説明を終わらせていただきます。

学校教育関係につきまして、杉山課長の方に渡します。

杉山学校教育課長  
桑岡委員長  
杉山学校教育課長

委員長。

杉山学校教育課長。

学校教育課長の杉山と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは歳入の方でございます。16ページをご覧いただきたいと思っております。

教育費負担金でございます。節の小学校費負担金13万8,000円、それと2の中学校費負担金2万9,000円、これはいずれも学校健康会の一部負担を保護者からいただくお金でございます。

それから25ページ、教育費県補助金でございますが、社会教育費補助金の中でスポーツエキスパート事業補助金、これは吉田中学校のクラブ指導の謝金の補助金でございます。

それから26ページでございますが、県支出金の内、統計調査委託金でございます。学校基本調査委託金、これは存目の1,000円を計上しております。

それから33ページをご覧くださいと思います。

18の諸収入の内、雑入でございます。下から6行目教育総務課関係雑入、学校教育課関係雑入がありますけど、教職員の私用電話の雑入でございます。

それでは歳出の方へ参りたいと思いますが、歳出の方は76ページをご覧くださいと思います。

事務局費の方は教育総務課の方で説明がありましたので、学校関係。最初に小学校費でございます。学校管理費でございますが、1の報酬につきましては内科、眼科、耳鼻科、歯科、薬剤師等の経費を計上しております。それから8の報償費403万5,000円につきましては、学校評議員等々の経費でございます。それから需用費につきましては消耗品、光熱水費等々、学校施設の13校の経費が計上しております。役務費も同じくでございます。そして委託料の3,543万6,000円につきましては、パソコン等の施設機器につきましての経費でございます。これも13校分でございます。それから14の使用料及び賃借料でございますが、これにつきましてはパソコンの賃借料、それと各学校施設の土地借地料が計上されております。18の備品購入費でございますが325万円、これは各小学校の一般備品と学校図書の関係を保険料を計上しております。それから19の負担金補助及び交付金の1,215万1,000円でございますが、これは各校の通学助成、あるいは特色ある学校づくりの補助、テレビ組合負担金等々が計上されております。

次に中学校費でございます。中学校は6校ありまして、1の報酬でございますが、これは小学校で説明いたしましたように学校費の関係でございます。それから7の賃金、これは臨時教諭、あるいは臨時職員、介護教諭等々の賃金を計上しております。それから8の報償費につきましては264万5,000円ですが、学校評議員、県の講師、クラブ指導、校外指導等、それから英語の関係の経費が入っております。次に需用費につきましては、義務的な経常経費が6校の経費が計上してあります。それから13の委託料でございますが、スクールバスの運転業務の委託とか、等々が入っております。それから14の使用料及び賃借料、これは借地料、あるいはパソコンの借り上げ料とバス借り上げ等の経費が入っております。

めくっていただきまして、78ページでございますが、備品購入費の15

0万円は、一般備品と図書で購入費でございます。それから19の負担金補助及び交付金でございますが944万8,000円、これは特色ある学校づくりの経費、あるいは選手派遣費、通学助成のヘルメットとか等ございましたり、合宿等の経費を計上しております。それから学校以外に寄宿舎が美土里町にありますけど、その寄宿舎の経費もそれぞれの費目へ計上させていただいております。現在寄宿舎の方は14名だそうですが、来年は10名程度になるのではないかというふうに学校の方から聞いております。

ちょっととびまして、83ページをお開きいただきたいと思います。

保健体育費の中の学校給食費がここへ計上しておりますが、総額で7,492万4,000円、これは市内には5ヶ所の給食センターがあります。その経費をそれぞれ計上させていただいております。甲田の給食につきましては自校式ということで各小学校内へ給食室がありまして、そこで調理をいたしております。以上、学校教育課の方の説明を終わりました、幼稚園の方の説明をさせていただきます。

田丸吉田幼稚園長  
桑岡委員長  
田丸吉田幼稚園長

はい、委員長。

田丸吉田幼稚園長。

はい、吉田幼稚園長の田丸でございます。よろしくお願いいいたします。それでは幼稚園費について説明をさせていただきます。

78ページをお開き下さい。

幼稚園費1の報酬でございますが嘱託保育士と内科、歯科検診の医師への報酬でございます。2、3、4は職員3名の給与費でございます。7賃金でございますが、臨時職員の賃金等でございます。8の報償費は研修会の講師謝礼等でございます。9の旅費は職員の研修会参加時の旅費でございます。11需用費64万円でございますが、主なものといたしまして事務的消耗品、燃料費、光熱費、修繕費等でございます。12役務費でございますが、主なものは電話代と浄化槽の検査手数料でございます。13委託料でございますが、業務委託料として警備委託料、消防設備点検委託料等でございます。14使用料及び賃借料でございますが、土地の借り上げ料とコピー機のリース料でございます。16原材料費、砂場の砂、園庭のまさ土等でございます。18の備品購入費は一般備品費と園児の図書でございます。19負担金補助及び交付金ですが、広島県国公立幼稚園連名への負担金、日本体育学校センターへの負担金でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

16ページをお開き下さい。

3の教育費負担金の方で、3の幼稚園費負担金でございますが154万円は幼稚園保護者の負担金でございます。終わらせていただきます。

河野生涯学習課長  
桑岡委員長  
河野生涯学習課長

委員長。

河野生涯学習課長。

生涯学習課の河野と申します。よろしくお願いいいたします。座らせて説明させていただきます。

それでは所管いたします生涯学習課の関係でございますが、まず歳入の関係で17ページをお開き願います。

8目の教育施設使用料1,697万5,000円でございますが、その内訳としまして2節の社会教育施設使用料239万1,000円、これにつきましては公民館使用料62万3,000円。文化施設使用料、これは資料館でありますとか四季の里等の文化施設でございますが176万8,000円。それから3節の保健体育施設使用料1,458万4,000円でございますが、学校開放施設使用料31万5,000円、体育施設使用料1,426万9,000円、体育施設等につきましてはB & G海洋センターでありますとか運動公園、サッカー公園等の使用料でございます。

それから20ページをお開き願います。

存目でございますが、6目の教育費国庫補助金、5節保健体育費補助金、存目でございます。

それから25ページをお開き願います。

8目の教育費県補助金でございますが、その内2節の社会教育費補助金、これも存目でございますが、子育て支援費補助金、それから人権教育市町村助成事業費補助金、これにつきましてはこの編成時期につきましては県補助金でございましたが、16年度以降交付税算入ということで変わっております。

それから33ページをお開き願います。

雑入の関係でございます。生涯学習課関係雑入200万でございますが、この内訳としましては資料館等での図録図書販売、それからコピー代、電話代、それからスポーツ振興くじ助成金等々が入っております。

次に歳出でございます。79ページをお開き願います。

5項の社会教育費、1目の社会教育総務費6,823万3,000円でございますが、人件費の他に社会教育総務管理費、生涯学習推進事業費、国際交流事業費、社会教育施設管理費等の経費でございますが、1節の報酬、これにつきましては社会教育委員でありますとか、社会教育指導員等の報酬でございます。需用費、成人式等に関係する需用費、それからその他学習会等の需用費でございます。委託料でございますが、IT技術講習会での講師委託料等でございます。14節の使用料及び賃借料でございますが、各種講座講習会等でのバスの借り上げ代でありますとか、施設の下水道使用料等でございます。

次のページを80ページをお開き願います。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、文化団体等への補助金でございます。2目の公民館費7,845万9,000円でございますが、これは各町にございます公民館の施設の管理費及び運営費でございます。主なるものとしたしましては、1節の報酬でございますが、公民館運営審議会等の委員報酬。その他13節の委託料でございますが、これは施設管理に伴う委託料でございます。それから19節の負担金補助及び交付金でございますが、各公民館での活動団体での補助金等でございます。それか



ら3目の図書館費715万8,000円でございますが、この内訳としましては田園パラッツォの図書館、甲田町図書館、主に2款に関わる運営費施設管理費でございます。主なるものとして18節の備品購入費でございますが、これらにつきましては図書等の購入費でございます。

それから81ページでございますが、4目の人権教育費515万8,000円、これにつきましては市民部の人権推進課と連携しながら進めるものでございますが、住民学習でありますとか講演会等に関係する費用でございます。それから5目の文化財保護費451万1,000円でございますが、主なるものとして施設の文化財の管理費でございます。

次のページを82ページをお開き願います。

13節の委託料でございますが、史跡の管理作業、委託でございます。19の節の負担金補助及び交付金でございますが、芸能保存会等への助成金、子ども歌舞伎保存会等の補助金でございます。それから6目の文化施設費7,884万3,000円でございますが、これにつきましては主なるものとして人件費の他に施設として吉田町歴史民俗資料館、文化創造センター、四季の里、田園パラッツォ、ミュージズ、それぞれの運営費に関わるものでございます。主なるものとして委託料、施設管理に伴う委託でございます、清掃委託でありますとか施設の点検委託等でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、これらにつきましては施設の運営団体等への助成金でございます。

次に83ページでございますが、6頂の保健体育費、1目の保健体育総務費2,288万2,000円でございますが、これはスポーツ振興費を計上しております。主なるものとして1節の報酬でございますが、これは体育指導委員等の報酬でございます。それから19節の負担金補助及び交付金でございますが、これは各町の体協への補助金でありますとか、スポーツ少年団への補助金でありますとか、三矢の里スポーツクラブの補助金等でございます。

次に84ページをお開き願います。

3目の体育施設費でございますが、教育委員会に関係するものは15節の工事請負費を除いておるものでございますが、関係する施設としましては総合運動場ということで、吉田運動公園、サッカー公園、それから美土里の運動公園、それから各町にございますグラウンド、それから各町にございます体育館、プール、それから美土里の交流空間、これは美土里町にあります研修棟、宿泊棟の施設でございます。それからB & G海洋センターの施設、これらの施設の運営費、施設管理費等の計上でございます。主なるものとして13節の委託料、これは運動公園、サッカー公園、芝管理等に関係する委託料でございます。海洋センターに伴う清掃でありますとか浄化槽の点検委託料等でございます。以上で生涯学習課の関係の説明を終わらせていただきます。

桑岡委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉原委員 委員長。  
桑岡委員長 杉原委員。  
杉原委員 杉原洋です。小学校、中学校の敷地の借り上げが出ておりますが、これはどの地区のどの学校か、またいくら借り上げ料を出しておられるのか、お尋ねいたします。  
桑岡委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時39分 休憩

午前10時42分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長 再開いたします。  
杉山学校教育課長 委員長。  
桑岡委員長 杉山学校教育課長。  
杉山学校教育課長 学校関係の土地の借り上げ料につきましては、まだ集計を現在しておりません。後ほど集計した資料を提出させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

杉原委員 委員長。  
桑岡委員長 杉原委員。  
杉原委員 杉原です。どの地区で小学校が何校あるのか、中学校が何校あるのか、併せてお尋ねします。

杉山学校教育課長 委員長。  
桑岡委員長 杉山学校教育課長。  
杉山学校教育課長 吉田町が3校、八千代町が2校、小学校ですね。美土里町が1校、高宮町が3校、甲田町が3校、向原町が1校でございます。中学校については各町とも1校ずつでございます。

杉原委員 委員長。  
桑岡委員長 杉原委員。  
杉原委員 私は尋ねておりますのは、学校の数はわかっとります。私が尋ねるのは借り上げておられる、学校の敷地を借り上げておられる学校が何校あるのか、どこの町にあるのかということをお尋ねとるんです。

杉山学校教育課長 委員長。  
桑岡委員長 杉山学校教育課長。  
杉山学校教育課長 その資料につきましてはですね、今集計をした資料がありませんので後ほど提出させていただきたいというふうに再度答弁させていただきます。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。  
今村委員 委員長。  
桑岡委員長 今村委員。  
今村委員 ちょっと総括的なことでお伺いをしたいと思うんですが、今回の予算がですね、暫定予算ということですが、一方組織的にはですね、教育委員会が私は暫定的な私たちというふうには捉まえておらん

わけでございます。今後新市になりまして新しい教育委員会の機構制度も、こういったかたちで決定したわけでございます。それでこれからの現在の教育委員会がですね、今後の新市における教育行政のこういったような位置付けにあるのか、そして仮に暫定的な予算とは言いながら、それを受けてですね、暫定の後には本格的なというかたちでの行政になるうかと思いますが、そこへ橋渡しと言いますか、そういう位置付けについてですね、どういうふうにお考えになっているのか、お伺いをしたいと思います。

是貞教育長 委員長。

桑岡委員長 是貞教育長。

是貞教育長 はい。今村議員さんのご質問ですが、新市における教育委員会の位置付けはどうかということでございます。安芸高田のキャッチフレーズが「人輝く安芸高田」というキャッチフレーズで新市が発足しております。その中で教育委員会の役割というのも、人輝くという人づくりというものは非常に大きな役割を果たしていると思います。教育委員会もキャッチフレーズといたしまして、今これは仮ではございますが、「未来に輝く安芸高田の教育」という気持ちを強くそういう方向で進めたいと。教育プランという中で、未来に輝く安芸高田の教育ということで、基本的にはそういう方向を、今考えておるところでございます。それと暫定の後の扱いということでございますが、やはり合併したからといって教育が低下してはいけなと先ほど申し上げたと思いますが、そういう意味でやはり本予算への繋ぎというのは非常に大事にしなければいけないというように思います。空白があっては行けないと。学校教育も子ども達が毎日学校へ来ておりますので、停滞をしないように教育行政を進めていきたいと、このように考えております。以上でございます。

浮田委員 委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員 浮田でございます。教育長にお尋ねをいたします。今さら私が申すまでもないことですが、一応教育の推進についてはですね、学校教育、家庭教育も当然重要であります。私は今の現状からしたら、就学前教育の充実を安芸高田としてしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。その中でですね、今安芸高田市の現状を見ますと町立幼稚園が一応向原の問題がありますので、あとちょっとお聞きしたい点がありますが、私が把握しとるのは市立幼稚園が2ヶ所、そして私立幼稚園が1ヶ所あります。それで一応保育園はそれぞれの町にあります。美土里町、高宮町、甲田町には幼稚園は今んとこありません。そういうかたちの中でやはり今後ですね、新市において保護者のニーズ等を踏まえながら、幼稚園は無論ですが、保育園においてもさらに就学前教育の充実を図っていく必要があると思うわけでございますが、そこでですね、新教育戦略プランの中で高田郡6町教育プラン策定委員会の中でですね、幼稚園、保育所の適正配置について地域によっては隔たりがないように

市内全体のバランスを視野に入れながら、幼稚園と保育所の統廃合を検討し、適正配置を計画的に行う必要があるということが掲げられております。そういうことからすれば、当然市としても財政的に厳しゅうございますので、一応県の指導要綱にもありますように、やっぱり市でなしに民間に委託するという方向付けで今後幼稚園はもちろん、保育園でも考慮される必要があるかというふうに、私考えますが教育長としてどのようなお考えなのか、そこらについてお聞きしたいと思います。

是貞教育長  
桑岡委員長  
是貞教育長

委員長。

是貞教育長。

はい、浮田議員さんのご質問にお答えをいたします。議員さんに言われましたように就学前教育というのはやはりこれからは一番大事ではないかというように思っております。今の社会情勢等を思った時にですね、即効性は就学前教育はありませんが、将来の小学生、中学生、高校生、大学生とそれぞれ発達段階の基礎になるところでございますので、非常に大事な教育であるというように考えております。今、幼稚園は現在は吉田町と向原町でございます。私立は1つあるということでございますが、向原町につきましては3月31日をもちまして閉園ということになります。ですから幼稚園は安芸高田市には吉田幼稚園、公立ではですね、それからその他は私立が1校ということになるかと思います。いろいろな幼稚園と保育所というのは、それぞれ指導の内容というんですか、内容的な中身は今殆ど同じになりましたが、保育所は保育指針というのがございますし、幼稚園は学習指導要領というものに基づいて教育が行われているところでございますが、その中身につきましては厚生労働省と文部科学省が協議をいたしまして、今殆ど中身は学習指導内容は同じになりました。ですから保育所も、幼稚園も中身的には同じような教育を進めていると、保育を進めているというように思います。それをいかに学校教育へ繋いでいくかということだと思っておりますので、小学校と保育所、幼稚園との連携というものを今まで以上にやはり密にしながら、取り組んでいかなければいけないというように思います。特に私向原におりましたから、向原の幼稚園と小学校の連携という場面で感じたのは、食事のこととかですね、普段の遊びとか、あるいは細かいことを言えば鉛筆の持ち方もですね、幼稚園の時代からもう変わっておるというような状況を、具体的に実際に小学校からの話を聞くというようなことで、就学前ということで幼稚園と、あるいは保育所と小学校との連携というものは非常に大事だなということを痛切に感じておるところでございます。そういう意味で就学前教育をさらに進めるということにつきましては、進めなければいけないと思っておりますし、これは保育所ですから、教育委員会とはちょっと管轄が違いますので、その辺との連携を取りながら保、幼、小の連携をさらに進めていくという教育を進めたいと、このように考えております。

浮田委員

委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員 浮田です。今の問題で一応関連性でございますが、向原がああいうことになると、公立の幼稚園は吉田町に1つということになると思いますが、そこでですね、今教育長が申されましたように、将来的には私非常に財政的に厳しいんで、国、県が当然民間委託というような方向で行っとるんで、そのような方向で行って欲しいと。そういうような流れにして欲しいというふうに思います。と言いますのがですね、県下の幼稚園の数の14年度を見ますとですね、公立が117、私立が200校となつとるわけですね。私立の方が多い状況なんです。そういう状況を踏まえて対応していただきたいのが1点とですね、もう一つは園長の兼任ですね、公立の問題につきましてね。これがですね、今の兼任の方が14年の調査でございますが、58%が兼任。専任より多いわけですよ。そういう問題を踏まえると、当然今後ですね、人件費の削減なり、あるいは幼稚園と小学校の連携をより深めていくという見地から立ちますと、私はやはり将来的にですね、兼任する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その点について教育長の答弁をお願いします。

是貞教育長 委員長。

桑岡委員長 是貞教育長。

是貞教育長 浮田議員さんのご質問にお答えをいたします。公立と私立の幼稚園の割合、かなり公立が減ってきているという現状も聞いております。民間委託ということでございますが、そういうことにつきましてはこれからしっかり勉強をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

明木委員 委員長。

桑岡委員長 明木委員。

明木委員 はい。今の関連的なところもあるんですけど、まず一つがですね、確かに就学前教育っていうのは大事です。その中でですね、それは必要なんだけど反対にですね、財政難ということで非常に叫ばれてるのが保育園の統合とかですね、統廃合、小学校の統廃合ということが問題にされてくるのがこの間の答弁の中にもあったと思うんですけど、そういう中でですね、やはり教育費をですね、削減することが本当に町づくりにいいのかということが大事なところじゃないかと思うんですよ。確かに統廃合というのは必要かもしれませんけど、であればですね、今言われたように幼稚園を、保育園の統廃合においてですね、幼稚園を増やすとかですね、保育園の数を減して幼稚園の数を増やすとか、そういうことも考えられるんじゃないかと思われまして、まだですね、小学校については統廃合を行う必要性が出てきた時にですね、例えばその中でもアウトソーシングの小学校を作るとかですね、これは私学ですよ。外部に委託して小学校を運営さすとか、そういうことも考えられるんじゃないかなと思われまして、その辺についてはどのようにお考えかということ

をお聞きしたいのと、向原幼稚園、また今回丹比西小学校が廃校となりました。その辺の後をですね、どういうふうに使われようとしているのか、もし何か決まっていればその辺を教えていただきたいというのが2点です。お尋ねします。

是貞教育長  
桑岡委員長  
是貞教育長

委員長。  
是貞教育長。  
明木議員さんのご質問にお答えいたします。統廃合という問題が今お話に出ましたが、そのことにつきましては今私がここでどうします、こうしますということは言えないと思いますので、この点につきましては教育委員会事務局、あるいは福祉保健部になりますか、そういうところとの関連もございまして、しっかり私たち自身も勉強をこれからしなきゃいけない問題ではないかというように思います。それから向原町のこばと園、幼稚園につきましては、向原町の保育といいますが、幼稚園というのは、3歳までは保育所に通い、4歳、5歳は幼稚園になるということで取り組んでおりますので、幼稚園部門が無くなりますので全員が幼稚園の代わりに保育所へ入所して保育を受けるといように変わります。丹比西の後の利用につきましては、まだ今のところ私はどうなるかちょっと聞いてないんで、ちょっとお待ち下さい。隅田係長の方に答弁をさせます。

隅田教育施設係長  
桑岡委員長  
隅田教育施設係長

委員長。  
隅田施設係長。  
はい、教育総務課施設係の隅田です。どうぞよろしくお願いたします。私、吉田町出身でございまして、丹比西小学校の問題につきましても関わってきましたので、私の知ってる限りのお話させていただきます。丹比西小学校ですね、跡地検討委員会を地元の方に設置いただきまして、昨年2月ですかね、答申を旧吉田町時代に答申をいただきまして、その結果を町長等に報告いたしまして、この問題につきましては基本的には地元としては跡地は更地にするという考えなんですけど、体育館の処分が非常にできませんので、体育館は社会体育施設として利用していきたいという地元の考えがございまして、そこにはトイレ等はございませぬのでそこに隣接しております大江保育所、これを潰しまして、そこにトイレ、それからミーティングルーム等、これを設置する計画で現在新市の方にお願いしてきたところでございまして、以上です。

桑岡委員長

質疑の途中でございまして、11時15分まで休憩を取ります。

~~~~~○~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時13分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長  
明木委員  
桑岡委員長

再開いたします。  
委員長。  
明木委員。

明木委員 はい。文化施設における事業関係なんですけど、現在ですね、ここに上程されてます中には、事業費というものが含まれてないんじゃないかなと思われるんですけど、文化施設の運営をしていく上でですね、特に田園パラッツオとか、ミュージアムとか、四季の里とかですね、ここで事業を行っていく上での事業費というのが見あたらないんですけど、それはどこに計上されているのでしょうか。それとも、この先4ヶ月は事業はされないというようなお考えなのではないでしょうか。

河野生涯学習課長 委員長。

桑岡委員長 河野生涯学習課長。

河野生涯学習課長 ただ今のご質問でございますが、需用費でありますとか委託料、補助金等にその運営に係るものが入っております。以上でございます。

今野委員 委員長。

桑岡委員長 今野委員。

今野委員 教育長にね、お尋ねしますけれども、国のね、方針として国を愛する教育をするんだというようなことを教育改革、そこらがですね、テレビ等でですね、話題になっておりますけども、おっしゃる通りですね、やはり地域を愛するような子どもが育てにゃいけん。特色のある教育をするんだと、これは的を得たお考えだと敬意を表しておりますけれども、ここです、登校拒否といいましょうかね、相当数の児童がですね、学校へ行ってないと。これがですね、あいては大きくなったら引きこもりと、こういうことになりましてね、こまい時からですね、自殺を考えると。これはね、学校へ行かれない子どもはですね、相当な悩みと言いましょうか、死を考えてのことだと思ふんですよね。これはね、学校だけに責任があるというのではない。現下の社会情勢の中でですね、やはり家庭においても地域においてもですね、やっぱり少子化がなりましてとるためかどうかしりませんが、いろんな要因があると思ふんですけども、教育委員会、教育長におかれましてはですね、そこらあたりをですね、なぜこうなるかというところ、いろんな要因があると思ふんですけども、どこが要因なのかと、専門ですから把握されたいと思ふんですけども、そこら辺りをですね、解決するのにですね、どのようなお考えを持って対処されるか、これをまず1点お聞きしたいと、このように思ふですね。それで冒頭に申しましたけれども、やはり国を愛する教育ということになりますと、どうしても国歌斉唱と統一したところですね、この問題が出てくるんですけども、学校の式を見ましてですね。

桑岡委員長 今野委員さん、途中でですが、予算のことで。

今野委員 これは関連で聞きようなんですから。ここで聞かんやあ、聞くところはない。ということでですね、国歌を歌う先生もいらっしゃる、歌わない先生もいらっしゃる、児童はこまい声で歌う。こまい声から精神的なものがですね、登校拒否につながると、このようなことも考えられるんですけども、そこら辺りの教育長の見解をですね、お聞きしたいと思ふです。

是貞教育長  
桑岡委員長  
是貞教育長

委員長。

是貞教育長。

今野議員さんのご質問にお答えをいたします。不登校が多くなったと、その原因もいろいろあるのではないかというご質問でございますが、現実には何人という数は今ちょっと把握しておりませんが、15日、17日と小中学校の校長先生とヒヤリングをしたわけですが、不登校が何名あるということを知りました。年々増えてきておるのかなというような状況で、大変危惧をしております。県の教育委員会からも特にその点を重点を置こうという取り組みが来年度は組まれておるようでして、小学校6年生から中学校に入ったところの不登校が増えておるという状況でございます。中学校へスッとよう入っていかないということもあるのではないかと思います。そういう意味で来年度は小学校にそういう子ども達がスッと中学校へ進学出来るようにということで、県もかなり予算をつけて先生を付けるという話も聞いておりますので、そういうのが安芸高田市の方でも該当すれば派遣していただきたいという気持ちは持っております。ですが、それはあてにはできませんので、やはり6年生の指導というのが一つのポイントになるかというように思っております。また学校だけの責任ではないのではないかというお話もございましたが、当然、学校と家庭というのは両輪でございます、さらにそれに地域というものも今は携わっていかないと、子どもの教育はなかなか進まないという現状があるかと思います。親と学校の連携をまずよく取るということが第一だと思います。さらに現在は中学校単位になりますが、そこにスクールカウンセラーを配置いたしております。その辺での子ども達との、あるいは親とのスクールカウンセリングによって子ども達の心を開くというようなことも取り組んで行きたいというように思っております。学校と家庭が協力をしながら、そして専門的なそういったカウンセラーによる指導等によって、不登校については対処していきたいというように思っております。国歌斉唱とそれに関することで学校へ行きたくなくなるのではないかとということもございしますが、ご承知いただいておりますように、平成10年から県の教育委員会が是正指導を当時の文部省から受けまして、それ以降というのは当時の高田郡でございますが、一致協力して是正指導をやり遂げようということで、当時の教育長が協力して取り組んできたところでございます。その結果、法規法令に基づいた学校運営というものが、かなりできてきたというように思います。さらに地域に開かれた学校ということもかなり進んできたように思います。そういう中で、国歌斉唱の時の子ども達の声、先生方の声というのも年々大きく会場に響き渡るような声になってきておるのではないかとこのように思います。さらにこれも今は教育では、是正から改革へということで取り組んでおります。そういうことでさらにそれが不登校へ繋がるということにつきましては、極力それは避けなきゃいけないと思っておりますが、押しつけということではないんですが、指導というか



たちの中で、こういうものは進めていきたいというように考えております。以上でございます。

今村委員 委員長。

桑岡委員長 今村委員。

今村委員 歳入面について2件ほどお伺いをいたします。国庫支出金としてですね、今回は存目というかたちで上がっておるわけですが、20ページでございます。この補助金ですね、今年度の見通しについて、どういうふうに思われているのか、そういった情報が入ってるのかどうか、そしてこの金額についてはですね、いつ頃決定するのかということをお聞きしたいと思います。それから県支出金の内、教育費の県補助金の問題でございますが、先ほどの説明の中では社会教育費の補助金の内ですね、従来人権教育に関する町村助成というかたちであったわけですが、今回から今年から交付税算入だというご発言だったと思います。これに変更した経緯はどういったところにあるのか。それから仮に交付税算入というかたちでされた場合にですね、いくらぐらいの補助金に相当するものが算入されるご予定なのか、わかればお願いをしたいと思います。以上でございます。

桑岡委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長 再開いたします。

新川総務部長 委員長。

桑岡委員長 新川総務部長。

新川総務部長 歳入の関係についてご説明をさせていただきます。交付税措置ということですが、現在新市ですね、本予算の算定事務に係らせていただいております。当然ご承知いただいておりますようにですね、国の三位一体改革ですね、基本報告に基づきまして国庫補助金等の削減、4兆円程度の目標ですね、削減を実施いたしております。そういう状況の中でこの額がですね、いくらというのは交付税の中に入りますのでですね、非常に不明確な関係でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。それと総括的な歳入の関係につきましてはですね、現在予算の歳出等を要保護、準要保護等ですね、そういう状況を見まして新年度の中で補助金申請の中で明らかにさせていただきたいと思っております。事業費が確定しないと算出できないという関係がありますので、ご理解願いたいと思っております。以上です。

名川委員 委員長。

桑岡委員長 名川委員。

名川委員 お尋ねをいたします。80ページにあります公民館費の中でですね、これは暫定ということで4ヶ月分かと思うんですが、公民館の予算の中で

八千代町の1,747万9,000円という突出した予算がこの分だけほどは年間のが組んであるんですか、それともやっぱり同じような4ヶ月分だとすれば何か別なものがあるんですか。

河野生涯学習課長

委員長。

桑岡委員長

河野生涯学習課長。

河野生涯学習課長

冒頭、教育長の方から説明があったかと思いますが、義務的経費の委託料でありますとか、年間を通して必要なものは計上させておりますので、この件につきましては年間というふうにお考えをいただきたいと思っております。

名川委員

委員長。

桑岡委員長

名川委員。

名川委員

そうすると、後の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11ですか、のものは4ヶ月と。なぜこの分だけが年間にしてあるんですか。

河野生涯学習課長

委員長。

桑岡委員長

河野生涯学習課長。

河野生涯学習課長

八千代町公民館につきましてはフォルテの関係で年間委託になっております。その他の施設につきましては約3分の1でございます。

名川委員

委員長。

桑岡委員長

名川委員。

名川委員

フォルテの関係という公民館活動とフォルテとはどのような関係で運営が共通したというか、予算計上の中でありますかね。フォルテというのは第3セクじゃないですかね。

河野生涯学習課長

委員長。

桑岡委員長

河野生涯学習課長。

河野生涯学習課長

公民館の類似施設ということで、こちらに計上しております。

名川委員

委員長。

桑岡委員長

名川委員。

名川委員

今の答弁の中にありました、フォルテは公民館と類似というふうなことですが、整合性というものはどういうものかということをお願いいたします。公民館とフォルテのね。

新川総務部長

委員長。

桑岡委員長

新川総務部長。

新川総務部長

予算の関係でちょっと補足を説明させていただきたいと思っております。八千代町におきましては第3セクターでフォルテを運営されております。その2階部分をですね、生涯学習の環境の場として旧町においてですね、2階部分の管理を町で購入をされております。そういう関係で教育委員会においては公民館の類似施設という、2階部分のみですね。のみを類似施設という関係でそこを利用する関係で、八千代町公民館という位置付け方をさせていただきたく思います。

岡田委員

委員長。

桑岡委員長

岡田委員。

岡田委員 岡田です。質問が出とるんですが25ページのね、この交付税算入ということがありましたよね。そいじゃがそれは事業はわからんで、まだわからんいう話でしたが、その地方交付税というのはわしは素人でおたくらが一番よう知っとってんですが、国から県にきて県から市町村へ来るわけですから、これは県補助金じゃから。県補助金が地方交付税に算入されるということがわかった時点でこれはここへ付けられんでしょう。それ1点と、それからこの人権学習とか人権推進とか、この市民部と共同する事業、ページ数で言いますと81ページにね、河野さんが言われました、この市民部と共同で連携して行うものと。連携するのはいいんですが、予算管理は市民部がするんですよ。問題はこれまでも、合併までもいろいろこういう論議をして来ましたが、人権とは言うものの、以前にありました同和対策事業はいろいろ変わりがして、教育の面でも、それから行政の上でもこの合併協定書の中にもありますけども、同和事業を存続しながら随時解消していくということを含め協定でもうたっておりますが、この予算上ではその文言は見てこんわけです。ですから複雑極まることになるんです。学校教育においても地域学習においても。先ほどの共同事業の問題については、予算だけは市民部が管理するが、実際はこの教育が担当するのか、この2点をお伺いしておきます。

新川総務部長 委員長。

桑岡委員長 新川総務部長。

新川総務部長 ページ数25ページの社会教育費の補助金の人権教育市町村助成事業補助金1,000円の存目を計上させていただいておりますが、本予算の中ではですね、交付税関係と整理をさせていただいて、計上させていただきたいと思っておりますので、交付税措置ということになりますと、ここの項目を削除させていただくようになろうかと思っております。本予算の方で調整をさせていただきたいと思っております。それと人権教育との予算のこの貼り付けの関係でございますが、当然岡田委員さんおっしゃるように、教育委員会部局と市長部局、当然ですね、そういう役割というものは出てこようかと思っておりますが、先日来からもお願いをさせていただいておりますように、旧町村のですね、予算というものを骨格を今回暫定予算ということとさせていただいた関係でございますね、これは本予算の編成の時点で市長部局の方と教育部局の方で調整させていただいてですね、再度予算の方も整理をさせていただきたいと思っております。ただ、予算の支出につきましては、その教育費の中に無いから執行できないとか、そういうものではございませんので、それは両課にまたがる予算というものはですね、当然出てくるのではなからうかと思っております。ご理解よろしくお願いたします。

岡田委員 委員長。

桑岡委員長 岡田委員。

岡田委員 25ページの関係で申しますと、私は素人ですからわかりませんが、同和事業そのものが終結した時点でですね、各町村においてはそういう

事業を存続する町村もあり、市もあり、全国的には無いところもたくさんあるわけですね。国の方は地方交付税算入というのはきれい事でありまして、現段階で言いますとこの広島県にこういう例えば県補助金で各町村で下ろして来とったと。ところが地方交付税というか、三位一体ですか、この財源厳しい折に国の方はそういうどういふんですか、県に下ろしてきた地方交付税の中から、町村にこの同和事業存続町村に対しては県補助金というのを貼り付けとったけども、今年の場合はそれが出来なかったという私の考えですが、そういうことはご承知してないですか。いかがですか。

水戸教育次長 委員長。

桑岡委員長 水戸教育次長。

水戸教育次長 ただ今の質疑に私の方からお答えをいたしたいと思いますが、ご指摘いただいておりますように同和対策事業というものは、円滑なる移行をもって一般対策でという方針が出ております。従いまして先程来ご指摘いただいておりますように県の補助事業は廃止となって、いわば一般対策で交付税措置の中でこれまでの対策を進めて下さいということなんですけれども、同和対策事業という観点に特化せずに、一般的に同和対策をも含めた、その同和教育をも含めた人権教育を推進して下さいという方向付けになっております。従いまして広島県の方も人権教育、人権啓発の推進に関する法律に基づきまして、広島県の人権教育推進プランというものが県の方からも出ておりまして、ただ予算的な流れとしましては、一般対策で交付税措置の中でいくらかみてあるからこれで進めて下さいというのがベースでございます。そういったしますと各町実施してある町も、そうでない町もございましたけれども、何らかのかたちで6町の中では人権問題講演会であったり、人権啓発研修会であったり、それから美土里町でございますと地域住民学習会であったり、高宮町さんですとヒューマンワークといったような取り組みの中で、いわゆる差別を無くした明るい地域づくり、あるいはこれからの地域振興を考えていこうという取り組みがなされておりました。従ってそれは旧町単位ではそれぞれ社会教育の観点で予算を計上いたしておりましたので、先ほどと重なった説明になろうかと思いますが、そういったものを今回集約しましたものですから教育費の中の方へ集約した予算が出てきたと。これからの考え方でございますけれども、各町村の人権に関する関係につきましては、本庁でいえば市民部の人権推進室もございまして、各町村では、旧町村の支所では、それぞれ支所長部局の方にそのセクションがございまして、従いまして、そことの連携ということで教育に関する観点からの社会教育、あるいは生涯学習を含めた観点での人権教育というものは、当然教育委員会部局も他の講演会とかいろんなかたちでもっていく必要がございますけれども、この事業に対しましては先ほどのようなことで新川部長の方からも説明がございましたが、新しい新年度予算の中ではそこの取り組みの体制も整理する必要があるだろうという考えを持って

おるところでございます、ベースのところでは人権啓発、あるいはそういった観点では同和教育を特化しないかたちでの一般対策で、今後進めて参る必要があるという認識でございます。

山本委員 委員長。

桑岡委員長 山本委員。

山本委員 山本です。84ページの体育施設の費についてお伺いします。6町合併いたしまして私もまだようわからん点がたくさんございますのでお聞きするんですけど、体育館施設の管理について総合運動場とかグラウンド、体育館とかいろいろ書いてありますが、総合運動場については8,147万9,000円のこれは先ほど名川議員さんがおっしゃったように4ヶ月分の暫定なのか、全てそれは4ヶ月分の暫定と見なしていいのか。それと市として体育施設の管理をするのには各町にどのグラウンドをどこにあるとか、体育館はどことどこかというような、詳細のものが示していただくといんじゃないかと思うわけですが、その資料が出来れば今でなくてもいいですから、お願いしたいと思うわけですが、そこら辺ちょっと今の室内温水プールから上の予算見ますと、1億1,000万以上のこの管理の運営予算になっとりますが、全てが4ヶ月分の暫定予算なのか、お伺いします。

河野生涯学習課長 委員長。

桑岡委員長 河野生涯学習課長。

河野生涯学習課長 ただ今のご質問でございますが、海洋センターでありますとか、総合運動場の芝管理等でございますので、急いで管理をする費用もありますので、全部が3分の1というふうにはなっておりません。急ぐものは計上してあるということでございます。それから市内の施設でございますが、そういった資料も準備したいと思います。

山本委員 委員長。

桑岡委員長 山本委員。

山本委員 全部が3分の1ではないというんでは、ちょっと答弁として不透明になりまして、総合運動場は今の吉田のサッカー運動場とかいろいろあるわけであろうと思いますんでわかるんですが、やはり金額が太いので、これが3分の1とか、これは1年間のとかいうのが、もうわかっとるんじゃないかと思うんですが。

新川総務部長 委員長。

桑岡委員長 総務部長。

新川総務部長 はい。総合運動場の8,147万9,000円のことについて、お答えをさせていただきます。この点につきましては旧吉田町の吉田運動公園の管理委託、またサッカー公園の芝管理委託、サッカー公園の管理棟の委託、これをですね、地域振興事業団に1年間管理委託の方でさせていただきます。そういう関係で主たる事業については年間を通しての予算額をですね、計上させていただいております。後の施設につきましては、4月から7月までの管理運営等の経費を計上させていただいております。

ます。以上でございます。

山本委員 はい、わかりました。後はみな一応3分の1の予算ということですね。  
はい。理解いたしました。

塚本委員 委員長。

桑岡委員長 塚本委員。

塚本委員 塚本です。教育委員会、非常に幅が広うございまして、各種団体への補助金等も幅広く行われております。団体数も私も把握しておりませんし、例えば芸能団体への補助金、あるいはスポーツ団体への補助金等々の補助金の内容等をお知らせいただきたい。それともう1点。収入の件ですけれども、16ページ。私、幼稚園というものはあまり馴染みがないんで、就学前の子どもは保育所も幼稚園も一緒というような考えをしておりました。教育費の負担金の中で、保護者負担分が154万円、これ先ほどお聞きしますと44名というような話をちょっと聞いてとったんですけども、1ヶ月に直して38万5,000円、1人あたりにしますと8,750円になるうかと思えます。その反面、その上にありますちょっとこれは教育委員会とも離れますけれど、保育所の保護者の負担金。公立が10校で私立が2校ということで7,685万7,000円。ちょっと人数を把握しておりませんので1ヶ月に直したら平均なんぼになるかということはわかりませんけれども、そこらの差の部分をどのように、私も先ほど言いましたように、同じ子どもを持つ親として、片や何万円、片や8,700円というような料金の格差が非常にでてきておるいうように思うんですよね。その点をどのように理解したらいいのか、またどのように整理していくのか。先ほど浮田議員さんの方から保育所、あるいは幼稚園を民営というような話しも出ておりましたけれども、旧村において、例えば民間委託にするについても、民間ということになりますと採算ベースのこともあるでしょうし、私も中山間地における町村といたしましても、民営化出来る状況でもないと思うんですよね。そうしたことから考えると、そういう利用料金の関係はどのようになるのかなということが感じます。そこらの点についてお伺いしてみたいと思います。

田丸吉田幼稚園長 委員長。

桑岡委員長 田丸吉田幼稚園長。

田丸吉田幼稚園長 はい。ただ今の質問でございますが、幼稚園費の負担金154万円はどういうことかということだったと思うんですが、幼稚園費は保護者の負担金は1ヶ月が6,000円でございます。6,000円となっております。それの11ヶ月分です。8月は長期休業ということで、夏休みということで保護者の負担金はいただいておりません。

塚本委員 委員長。

桑岡委員長 塚本委員。

塚本委員 ここに提示してある金額154万円は4ヶ月分でしょ。これは現年度分ということで1年間ということですか。そうじゃないでしょ。4ヶ月分の暫定予算の収入を見込んであるわけでしょ。私が聞いとるのは金額が安い、

高いも当然ありますけども、片や同じ子どもを持つ親として、保育所へ通学させると親は月に3万円とか4万円とかいうものを一人負担払いするわけですね。片や幼稚園で先ほど言われた6,000なんぼということは料金格差の問題を言うわけです。そこらのところをどのように考えておられるかということを知りたいです。

新川総務部長  
桑岡委員長  
新川総務部長

委員長。

新川総務部長。

児童福祉法に基づきます保育所の保護者負担金、確かにご指摘いただきますように、保護者の負担金もですね、3万なり、3歳未満児になれば5万という厚生労働省ですか、その補助基準の方で措置費の基準で徴収をさせていただいております。幼稚園につきましては、先ほど教育長さんの方からごさいましたけども、文部科学省の方の所管になり、6,000円の月額負担をいただいております。以上です。

塚本委員  
桑岡委員長  
塚本委員

委員長。

塚本委員。

そこらの格差を市として今後どのように考えていくかということを知りたいです。それはそういう指導要領になつてから、そういうことで理解するんか。そういうことになりますと、旧村にある保育所を幼稚園に格上げするとかいうことも当然出てくるかも知れませんが、そこらのところの将来的な展望を知りたいです。

是貞教育長  
桑岡委員長  
是貞教育長

委員長。

是貞教育長。

幼稚園と保育所、中身が大分教える内容等につきましては、保育指針とか、あるいは学習指導要領というのは同じような方向で、今進んでおるわけですが、幼稚園というのは吉田幼稚園の場合は朝9時から昼2時まででございます。5時間でございます。それから保育所というのは早朝保育というのもございますし、それから夜は延長保育ということで6時半ぐらいまで保育しとるわけでございます。幼稚園の場合は保育に欠けない子どもということで対象にして幼稚園に通わせているところがございます。保育所の場合には、今言いましたように保育に欠ける子どもを対象にして保育しているというようなところで、金額的にはかなり保育所の場合には高くなりますが、それは所得割というところもございまして、一律ではございません。幼稚園の場合は一律に徴収しておるというような状況でございます。その辺でご理解をいただければと思います。

田丸吉田幼稚園長  
桑岡委員長  
田丸吉田幼稚園長

委員長。

田丸吉田幼稚園長。

はい。今教育長の答弁に少し補足をさせていただきますと、保育所の方は時間的にも朝7時半から6時半頃までみてますし、それから給食の副食費は全部その保育料の中に入っております。幼稚園の方では給食の副食費の方は保護者負担になりまして、6,000円の中にははいっておりま

せん。保育所の方は保育料の中に全部給食の副食費、賄い費が全部入っております。それと保育所の方は長いですから3歳以上児でしたら3時におやつがあります。そして3歳未満児でしたら午前中にもおやつがありますので、午前と午後に2回おやつがあります。幼稚園の方は2時に帰りますのでそういうおやつとかそういうことがありませんので、そこらへんも違いがあると思います。

水戸教育次長 委員長。

桑岡委員長 水戸教育次長。

水戸教育次長 それから塚本議員さんの方からの質疑でもう1点あったと思うんですけども、負担金及び補助金等々の部分で、旧町6町ございまして、これの芸能団体でございますとか、青少年の育成団体でございますとか、あるいはスポーツ団体でありますとか、莫大な各町抱えておるものがございまして、本日ここに整理したものは持ち合わせておりませんが、後日そのへんは提示させていただく段階で、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

明木委員 委員長。

桑岡委員長 明木委員。

明木委員 その補助金制度なんですけど、補助金というのがどんどんどんどん縮小されていく現状にありますよね。その中でですね、じゃあ各種団体たくさんあると思われるんですけど、これから精査していく必要も出てくるんじゃないかなと思います。その辺でですね、その補助金対象団体、対象者に対するですね、評価基準等はこれから設けられていくのか。どのようなかたちでそのへんを精査されていくのかということについてお伺いします。

水戸教育次長 委員長。

桑岡委員長 水戸教育次長。

水戸教育次長 はい。ただ今のご質疑に私の方からお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように旧6町の補助金交付団体につきましては、社会教育関係のみを考えましても、膨大な各種団体があると思われます。またそれが高田市になりまして、つまり旧高田郡の段階でいわばその郡として統一できるもの、それが市に移行したわけですから、市の一つの団体として整理調整できるもの、そういったものもありましようし、各旧来の町で単独で非常にその町の独自の地域特性の溢れる団体といったようなものもそれぞれあると思われます。従いまして、そこらの今後の調整というのは十分時間をかけてやっていく必要があると思っておりますけれども、市の統一した体制の中でそれぞれの皆さん方に調整を取っていただいて、いわば一本化ができるものと、そうでない独自性を含めたものといったようなものの整理も今後していく必要があるというふうに十分考えておりますし、またそれらの補助金、あるいは今後の育成方針等につきましても、個別、いろんな考え方、いろんな見方があると思いますので、そこらは今後十分留意して今後の長期展望



の中で、精査整理をする必要があると思います。その手法については今後また新しい教育長さん、あるいは新市の市長さん等の方針も踏まえた上で、そのような方向で検討する必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

桑岡委員長 他に質疑はございませんか。

浮田委員 委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員 最後に1点担当課長にお聞きしたいと思うんですが、生涯学習のですね、推進と充実については本市の重点施策の一環でございますので、担当課長のうか、担当課の使命は非常に重大であろうと思いますが、そこでですね、私お聞きしたいのが生涯学習の推進についてですね、例えば戸河内とか府中町みたいにですね、生涯学習推進の町宣言まで徹底的にやられるんかどうか、そこについてお聞かせいただきたいと思ひます。

是貞教育長 委員長。

桑岡委員長 是貞教育長。

是貞教育長 浮田議員さんのご質問にお答えをいたします。生涯学習の推進というのは社会教育の中で非常に大事なものだと思ひますし、推進は積極的に進めなければいけないと思ひております。生涯学習の宣言とかいうことにつきましても、今後新市長との話し合ひいたしますか、方針等に基づきましても考えていかなければならないというように思ひております。

熊高委員 委員長。

桑岡委員長 熊高委員。

熊高委員 1点だけお伺ひしますが、予算書の83ページ、給食センターについて先ほど説明がありましたが、甲立は自校式ということでありましたが、これも新市長が決まってある程度調整するという部分もあろうかというふうに思ひますが、先ほどの補助金とか助成金、そういったものと同様にですね。ただ今の段階で自校式がいいのか、あるいは給食センター方式がいいのか、これまでの経緯を踏まえてですね、お考えがあればお聞きしたいと思ひます。

是貞教育長 委員長。

桑岡委員長 是貞教育長。

是貞教育長 はい、学校給食センターのことでございますが、このことにつきましても今すぐ結論が出るということではないと思ひますが、将来的にはいろいろ考慮しなければいけないという問題も出てくるかもわからないと思ひておりますが、現状では今のまま甲田町には3校に学校給食センターがございますが、それを運営しながら将来の方向性というのは考えていきたい、こう思ひております。

熊高委員 委員長。

桑岡委員長 熊高委員。

熊高委員 今の段階では私もどちらがいいとか悪いとかいう議論は避けたいと思

いますが、ただ今食の安全とかですね、土産土法とか、地産地消とか、ことも含めて我々中山間地でありますんで、その地域の食材を使ってというようなことも含めてですね、自校式というのもそういったメリットもあろうと思いますし、給食センターというかたちの効率的なということもあろうかと思いますが、今後検討される上で、そこらを十分把握した上でですね、これまでの経緯を踏まえてしっかり検討していただきたいというふうに要望しておきます。

杉山学校教育課長  
桑岡委員長  
杉山学校教育課長

委員長。

杉山学校教育課長。

土地借り上げの関係で杉原委員さんから答弁をさせていただきましたが、その中で不適切な答弁をしたことを深くお詫び申し上げます。今わかっている範囲内の答弁をさせていただきます。吉田町で吉田小学校が63万2,000円、可愛小学校22万9,000円、それから向原でございまして向原小学校で209万4,000円、それから中学校の方へ参りまして吉田中学校で56万3,000円、高宮中学校で1万5,000円。これはそれぞれ教職員の駐車場等の敷地として借り上げをさせていただいております。以上、よろしく願いいたします。

桑岡委員長

他に質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

13時5分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後0時04分 休憩

午後1時03分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長

再開いたします。

続いて議案第11号、平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算についての件の内、消防本部に係る部分を議題といたします。

消防長から要点の説明を求めます。

村上消防長

委員長。

桑岡委員長

村上消防長。

村上消防長

失礼いたします。本日は単独の組合消防から市の組織になって初めての議員の皆さん方の前での発言をする機会を得ましたので、ご承知とは思いますが、消防の業務について簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。消防は消防組織法、消防法、2つの法を根拠といたしまして、大きく分けまして災害を起こさないための予防業務、災害が発生したときの軽減業務をすることが大きな柱として二つあります。その内の予防業務というものは市民の火災への予防、救急知識の啓発活動等を実施をしております。さらに新しくできます建物、危険物施設等への許認可、現存いたします建物とか危険物施設等への指導、さらに火災

が発生しました後に二度と同じような火災を起こさないためにも、火災の原因調査等が予防業務の大きな柱としてあります。さらにもう一つの業務として災害の軽減業務といたしましては、ご承知のように火災が発生した場合の火災活動、さらには救急が発生した場合の救急活動、さらに交通事故等、閉じこめられた患者等を救出いたします救助活動、さらには大きな活動としましては水難事故等に対します水難救助活動等が災害が発生した場合の軽減業務としてあります。以上が大きな柱でございますが、本日はこのような業務を実施していくための予算であります。基本的には12日の定例会におきまして、職務執行者、併せて総務部長等がご説明を申し上げましたように7月までの4ヶ月の暫定予算を計上させていただきます。

それでは款9消防費についての要点をご説明いたします。

73ページをお開き下さい。

4月から4ヶ月間の消防費は、暫定予算総額で2億4,299万6,000円でございます。項1消防費目1常備消防費につきましては、これは消防職員50人分の人件費及び業務遂行に必要な経費でございます。1億7,436万8,000円をお願いいたしております。次に目2非常備消防費5,039万8,000円を計上いたしております。これは消防団員862人分の報酬や、出勤に伴う費用弁償でございます。

次のページ74ページをお開き下さい。

目3消防施設費1,343万1,000円計上させていただきます。これは消防団詰所の維持管理費等に要する費用でございます。目4災害対策費に479万9,000円を計上させていただきます。これは防災委員の報酬や防災訓練に伴う消防団員の費用弁償が主なものでございます。以上、簡単ではございますが要点説明を終わらせていただきまして、細部につきましては総務課長から説明をさせます。

児玉総務課長  
桑岡委員長  
児玉総務課長

委員長。

児玉総務課長。

はい、失礼いたします。座ってご説明させていただきたいと思っております。それでは73ページの方をお開きいただきたく思います。

第1目常備消防費の暫定予算総額は1億7,436万8,000円でございます。それでは節ごとのご説明を申し上げます。2節給料7,134万6,000円、3節職員手当等5,359万6,000円、4節共済費1,626万円は消防職員50人分に係る人件費でございます。7節賃金は臨時職員1人分の賃金でございます。8節報償費8万円は外来講師の謝礼金等でございます。9節旅費は救急救命士の気管挿管研修及び消防大学校入校旅費等職員の普通旅費を計上しております。11節需用費641万円は庁舎の光熱水費が約150万円、救急の消耗品代他として消耗品として約300万円、印刷製本費等及び救急車、消防車の燃料費等で約200万円を計上させてもらっております。12節役務費でございますが495万1,000円は電話代、救急車に乗せとります酸素ボンベの充填代並びに119番の指令台がございまして、その発信地表

示サービス料等が主なものでございます。13節委託料809万2,000円は消防緊急指令装置施設他機器の補修委託料でございます。14節使用料及び賃借料455万9,000円の主たるものは、ヘリポートや訓練場の土地借り上げ料でございます。15節工事請負費10万円は夜間の緊急車両が帰隊したときに次の出勤に備えまして照明工事を行いたいと考えております、その代金でございます。16節原材料費3万円は防火標語、毎年変わりますけども、これの作成のための看板の材料代でございます。18節備品購入費の120万円は空気呼吸器をお願いしたいということで、計上させてもらっております。19節負担金補助及び交付金でございますが、この496万円は救急救命士養成所の研修並びに県防災無線等の負担金でございます。22節補償補填及び賠償金でございますが、これは存目でございます。27節公課費につきましては消防車両の重量税に係るものでございます。続きまして2目非常備消防費の説明を申し上げます。総額は5,039万8,000円を計上しております。節についてご説明申し上げます。1節報酬でございますが、団長以下865名分の団員報酬で1,054万円を計上しております。次に8節報償費544万円でございますが、これは消防団員の退職報償金等でございます。9節旅費1,284万円は、主たるものは団員の出勤手当としての費用弁償でございます。11節328万7,000円でございますが、主たるものは新入団員の略服等、貸与品に係るものでございます。次に12節役務費でございますが、49万1,000円を計上しております。これは消防団の車両の車検に伴う検査料等でございます。

次、74ページをお開き下さい。

14節使用料及び賃借料は45万円を計上しております。主たるものは消防団員の研修時のバスの借り上げ、高速道路の通行料等でございます。次に18節備品購入費は55万円を計上しております。これは主たるものは音楽隊の楽器等の購入費でございます。次に19節負担金補助及び交付金でございますが、これは1,680万円を計上しております。主たるものは退職報償金負担金でございます。続きまして第3目消防施設費でございます。総額といたしまして1,343万1,000円を計上しております。それではその節についてご説明を申し上げます。9節旅費は存目でございます。11節需用費は502万4,000円を計上しております。内訳といたしまして消防団車両の燃料費、格納庫の光熱水費等でございます。次に12節役務費でございますが246万7,000円を計上しております。これは消防団車両の損害保険料、車検時の手数料等でございます。次に13節委託料でございますが173万4,000円を計上しております。主たるものは防災無線、防災行政無線、消防無線、消防ポンプ等の点検委託料でございます。次に14節使用料及び賃借料でございますが24万8,000円を計上しております。主たるものは消防団詰所の下水道等使用料でございます。次に15節工事請負費でございますが170万1,000円を計上しております。内訳といたしまして防火水槽のフェンスの設置、無蓋の防火水槽の蓋の取り付け等でございます。次に18節備品購入費でございますが13万円を計上しており

ます。内訳といたしましては防災行政無線の個別の受信機の購入でございます。次に19節負担金補助及び交付金でございますが、83万円を計上しております。これは広島県防災システム及び県の総合通信連絡網等の負担金が主なものでございます。次27節公課費でございますが、消防団車両の車検時の重量税として99万6,000円を計上しております。次に28節繰出金でございますが消火栓新設並びに更新に伴う水道会計への経費として計上しております。それでは第4目災害対策費について、ご説明申し上げます。総額479万9,000円を計上しております。それでは節についてご説明申し上げます。1節報酬でございますが、これは防災会議の委員の報酬として10万円を計上しております。7節賃金は臨時の用人雇用賃金でございます。8節報償費6万円は防災訓練時の音響設備等謝礼金等でございます。9節旅費343万円は消防団員の水防警戒並びに水防出動、防災訓練等に出動してもらった場合の費用弁償に係るものでございます。11節需用費101万円を計上させてもらっております。その内訳としましては水防等の資機材、防災訓練時の消耗品等でございます。次に12節役務費でございますが、2万1,000円を計上しております。これは防災訓練時の通信運搬費でございます。次に16節原材料費でございますが12万6,000円を計上しております。これは防災訓練時におけます、まさ土、コンパネ代等材料費でございます。次に19節負担金補助及び交付金として2,000円を計上しております。これは県防災ヘリ及び県航空消防運営連絡協議会の負担金としてそれぞれ1,000円ずつということで、計2,000円を計上しております。以上、簡単ではございますが各節の説明を終わらせていただきます。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

井上(文)委員 委員長。

桑岡委員長 井上正文委員。

井上(文)委員 井上です。火事は初期消火が大切であるということは言うまでもありませんが、去年、一昨年だったですか、竹原の法円寺で重要文化財がありますが、近くから出火したということで消防署が来て訓練をしていたいたわけですが、その後たくさんの方が集まるとる中で消火器の使い方について教わったわけでございます。正しい消火器の使い方が案外わかっていない人が多いわけでございます。そこで私も初めて勉強させていただいて大変良かったなと思っておるわけですが、このような訓練はどこでもすぐ出来るもので地域の消防団でも出来ることなんで、こういうふうなひとつの訓練、啓蒙活動をやられてはどうかと。こうしてから総合防災訓練費というようなもんも組んでおられるわけで、大した費用はかからんと思うんですが、皆さんがそういうような知識を持つことによって、本当に火災が未然に防げると。火災は本当、初期消火が出来るというようなことができるんじゃないかと、そういう観点で消防長にひとつお伺いをさせていただきたいと思います。

村上消防長 委員長。  
桑岡委員長 村上消防長。  
村上消防長 お答えいたします。確かに議員さんのおっしゃる通りでございます。私どもも今までは住民の啓蒙活動というのは先ほどもお話ししましたように、消防の業務の大きな柱の1つでございますので、機会あるごとに消火器等の指導についての啓蒙活動をやって参りました。消防団ともこれから一体の中で、当消防本部の中に消防団事務もこれから係として置きましたので、消防団とも協議をしながら今後とも住民に対しましての消火器等を含めました予防啓蒙活動をやっていきたいというふうに思っております。以上です。

桑岡委員長 他に質疑はございませんか。

熊高委員 委員長。

桑岡委員長 熊高委員。

熊高委員 では非常備消防について何点かお伺いをしたいと思いますが、予算の中身というよりか、今回6町の消防団が市の消防団として再編と申しますか、一つにまとまったわけでございますけども、この消防団の市の消防団を作るまでの経緯ですね、そういった流れについて先般、団の組織図的なものはいただいたように思っておりますので、その辺の経過と今後の消防団、市の消防団のですね、在り方、こういったものが新しい消防団の中で検討されておるといふふうに思いますが、その辺の方向性というものをどういふふうに出されておられるのか、中身で言えば訓練等もありますし、出初式ですか、そういったものも各町でやっておったものをどういふふうなかたちにするのか、そういうようなことを今後検討されるのかもわかりませんが、現在の段階での協議の状況ですね、その辺について1点お伺いしたいということと、これまで6町の消防団でやってきたものが、一つの市の消防団としてなったわけで、経費的なものがどんなふうに変化をしてきたのか、この点について2点目にお伺いしたい。例えば6町でやっておったのが1つの団になったことで経費の削減ができたのか、そうでないのかというふうな点ですね。3点目は新市のひとつの大きなポイントにもなっております住民自治の活動というものと消防団というのは地域に密着した本当にボランティアの団体であります。そういった住民自治の活動と消防団の活動というものはいわゆるひとつの重なり合う部分もあると思うんですよね、そこら辺をどんなふうにならしていくのかというふうな点、3点についてお伺いしたいと思います。

織田市長職務執行者 委員長。

桑岡委員長 織田市長職務執行者。

織田市長職務執行者 まず1点目の新しい市の消防団のこの経緯と、先般団長には八千代町の青原氏を、これは市長の任命になつとりますんで、市長職務執行者の私のほうから任命をいたしました。いろいろ協議をしてくる中で旧の各町へ2名ずつ副団長を置くというようなことで、団長のほうから2名の分団長の方は、これ団長の委任になつとりますのでそれもできたような

状態でございます。その他の点について、あるいは今までの経緯等については、総務部長の方から説明をさせます。

新川総務部長  
桑岡委員長  
新川総務部長

委員長。

新川総務部長。

非常備消防団のですね、対応につきましては旧町村の各総務の方の担当としてですね、積み上げ作業をさせていただいた経緯がございます。基本的に旧6町の消防団員をですね、1つにまとめるという組織づくりの方からですね、いろいろ我々執行部と団の方と連携を取りながら協議を重ねさせていただきました。基本的に高田市の場合は非常に面積が広いという状況の中でですね、団員を削減ということにつきましてはですね、非常にこれは国の方においても方針はですね、非常に堅いものがあります。そういう状況の中で今まで団長さんは6名おられました、団長1名、各町で町に戻しますと副団長が2名、その内、県の指導員を1名副団長の格にしております。それと町の指導員を2名、そういう状況の中でですね、後は班長なり団員という状況の中でさせていただいております。団員の方がですね、非常に不安を抱えられたのは各災害の時にですね、団長1名でそういう対応がはたして可能かどうかという、指揮監督ができるかという状況がありました。そういう状況で一応団長は1名であります。副団長をですね、旧町村単位で2名の体制でですね、当分の間は実施していこうじゃなかろうかという状況でございます。いろいろ今回のそうした団編成につきましては、経費等の削減というのは即の効果は出ておりませんが、年の団員報酬というものがですね、各町バラバラだったわけですね。そういうものはある程度の類似団体等の状況を見させていただきまして、高田市の場合は統一を取らせていただいたところでございます。団長さんが以前は6名おられたものですね、1名で済むという状況等となっておりますので、そういう幹部等ですね、人数の減というものはある程度節減的な対応になったのではないかなと思っております。

村上消防長  
桑岡委員長  
村上消防長

委員長。

村上消防長。

それではもう1点ほど自治活動との連携の問題を出されておったと思っております。基本的には安芸高田市の消防団になりまして、常備消防が事務担当を持つという経緯の中で、まだ幹部の皆さん方とのいろんな協議、煮詰めてないというのが現状でございます。ただ考え方といたしましては、これから消防団と一体になりながら先ほどの火災予防啓蒙なんかと同じような考え方で、消防団にもお手伝いしていただけるものは、一体となりながらやっていきたいという考えを持っておりますけれども、かと言いながら、消防団に一方的な負担を大きく与えていくというのも問題があるかと思っておりますので、その辺のことは今後消防団ともですね、十分な調整、連携を取りながら、地域の住民の皆さん方との一番身近なところにある団員の皆さんというかたちの中で、対応を進めていきたい

というふうには考えております。

熊高委員 委員長。

桑岡委員長 熊高委員。

熊高委員 はい。大体ご答弁いただいたことで理解はできましたけども、先ほど中身の中で今後検討されるんかもわかりませんが、訓練の在り方、あるいは出初式のこと、それともう1点、今総務部長の方からありました団長1名、副団長12名に対してということではありますが、6町が対等な立場の副団長というかたちだというふうに思うんですが、指揮命令系統からいうと筆頭の副団長とかですね、そういうものを決めておられるんかどうか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

村上消防長 委員長。

桑岡委員長 村上消防長。

村上消防長 それでは最初の訓練等に、それから出初式の件についてまずお答えします。訓練についてはですね基本的には今までの町村、旧町村でやっておった消防団の訓練を当面はそのまま継承しながら一体となつてやれるものについては、経費削減という面もありますけどもやっていこうじゃないかということで、まず、自主的に消防団にその辺のところはまず第1段階お任せをしようということで、消防団の会議の中では今まで通り当面16年通り、今まで通りの訓練をとりあえずやろうというようなことで、話が少しずつまとまってきておるかのように報告を受けております。出初式の件につきましては、結論を申しますと、まだ何の協議もいたしておりません。来年の出初式ということになりますんで、各町村とも昔の旧町村の出初式のいろんな経過もございますから、この辺のところもこれから執行部、新しくなります市長さんが決まりましたら市長さんの考え方もあろうと思っておりますんで、執行部側と消防団とも十分協議をして納得のいけるような出初式をやっていきたいなというふうには思っておりますが、まだ何も具体的な検討には入っておりません。それからですね、先般の会議の中で副団長各町村2名ずつになつておりますが、2名の内どちらかが筆頭副団長とかいうようなことはですね、団の中では特に決めてないというように聞いております。団長と私の話の中ではですね、災害が発生した時には旧町村の団長2名がおるわけですから、その副団長が現場指揮の最高責任者というかたちで、まず対応していただくというスタンスの中で、当面は進めていこうと。いろんな問題点が出るたびにその時点その時点で問題を解決していこうじゃないかということでやっております。ですから副団長12名の内に筆頭副団長とかナンバー2とかナンバー3とかいうようなことは、まだお決めになってないというふうに私の方では認識いたしております。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時31分 休憩

午後1時34分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長

再開いたします。

続いて議案第11号、平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算についての件の内、議会事務局に係る部分を議題といたします。

議会事務局長から要点の説明を求めます。

増本事務局長

委員長。

桑岡委員長

増本事務局長。

増本事務局長

失礼いたします。それでは安芸高田市議会事務局に関わります予算の要点についてご説明をいたしますが、私の方からは皆様のお手元の方にお配りをいたしております、A3版でお示しいたしております事務局の分掌表並びに執行体制のことについて述べさせていただきます。議会事務局の職員につきましては臨時職員1名を含む7名の職員体制で行っておりますが、ご存知の通り73名の市議会議員の皆さんのお世話がこれから11月からまた選挙という体制の中で、暫定的な予算の中で4ヶ月分計上いたしておりますけど、まだ見えない部分での職務を執行しております、いろいろとご迷惑をおかけしておるところでございますが、遺漏の無いような取り組みをこの執行体制でさせていただき予定でございます。予算の内容につきましては事務局次長の光下の方から説明を申し上げます。

光下事務局次長

委員長。

桑岡委員長

光下事務局次長。

光下事務局次長

それでは歳出につきまして説明をさせていただきます。34ページをお開き下さい。

総額といたしまして1億2,791万8,000円を予算計上しております。これは先ほど部長が説明しましたように年間の4ヶ月分を計上しております。報酬につきましては議員さんの73名分の報酬でございます。給料につきましては給料、職員手当、職員手当の内2,930万2,000円が議員さんのもので、残りが職員のものでございます。共済費228万3,000円、これも共通のものでございます。賃金につきまして95万計上してございますが、これは合併移行時に臨時職員2名による対応ということで予算化しておりますが現実には1名分を雇用させていただいております。報償費につきましては3万3,000円計上しております。旅費につきましてはこれは費用弁償等の計算で、各この予算編成をしました時、旧各町6町からの持ち寄りを計算し計上したものでございます。交際費につきましても同様でございます。需用費につきましては印刷製本、会議録等の消耗品等でございます。役務費につきましては通信費等でございます。委託料につきましては現在もこうして会議が続いておりますが、会議録の作成委託料を見込んでおります。使用料、賃借料でございますが、これも議

員研修等のバス借り上げ、管内視察等いろいろございますが、そういった時の使用料、さらに高速の利用料等も含んでございます。備品購入でございますが、これは議員の皆様のごからの会議の運営上必要なものとして、ハンガーであるとかそういったものの計上をしております。負担金補助及び交付金につきましては、これは議員共済負担金465万円が主なものでございます。後は、それぞれの市議会議長会、全国市議会議長会等のそれぞれの負担金でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井委員 委員長。

桑岡委員長 藤井委員。

藤井委員

1、2点お伺いしたいと思います。合併前にですね、事務局体制7名という状況の中で、最終的には6名になりました。後の対応については臨時職員ということで、先ほど次長の方からこの予算の賃金の中で2名分を計上してる。しかし現状は1名であるという状況の中で、合併前にですね、事務局体制が定数ではなかろうかというような心配もあったわけですが、合併しまして臨時会、3月定例、迎えてですね、そこらの状況としてもですね、ある程度11月まで事務局、今の現事務局体制で乗り切っているのかどうか。そこら辺りをお伺いしたいのと、もう1点ですね、IT化の時代に入りましてですね、各職員も1台のパソコンという状況になっとるわけですね。議員の控室にですね、いわゆるパソコンが1台も無いと。従って事務局の方へですね、今いろいろ対応されてると思いますけれども、これもですね、できればやっぱり控室にもですね、どなたでもですね、いろんな情報なり、またパソコンを使っていることがあろうかと思えます。そこら辺りどのように考えておられるのか。私は早急にですね、最低73名ですから、全てが控室に来るというわけではございませんけれども、1台ないし複数の台数をですね、置いていただいた方がいいんじゃないかと思うんですけども、その2点についてお伺いをいたします。

増本事務局長 委員長。

桑岡委員長 増本事務局長。

増本事務局長

1点目の職員体制でございますが、ご指摘いただきました通り7名体制という当初の協議があったそうでございますが、現在、これ職員6名で、今73名の方のお世話をするというのは非常に大変であろうというのを、実感をしているところでございます。臨時職員1名で実際に会議録等の整備をいただきながらしとるんですが、ここらごからの定例会、一般質問等が増える段階で、そこらが乗り切っていけるんだらうかというようなところの心配を危惧しているところでございますが、そこらも臨時的な臨時的任用の中で、そこらがもし出来るものであればこれは対応出来ればというような考えをしております。常時雇用の中では今の1名を置き

ながら、さらに増える場合に委員会、定例会、そこらでの臨時的な任用で対応できはしないかというようなところを、今事務局の中で話をしているところでございます。それから控室へのパソコンの設置につきまして、そこに置いてないがために、今日も議長さんの方のパソコンを使わせていただいたりいたしております。実際に議員さんにもそういったところが必要であろうかと思っておりますので、それはまた執行部の方と協議をさせていただきまして、出来るだけ置かせていただくような方向で検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

藤井委員 委員長。

桑岡委員長 藤井委員。

藤井委員 職務執行者も同席しておりますので、今の議会の73名体制というのは大変異例な状況であるということは、百も承知でございます。しかし議会としてもですね、我々も出来るだけ事務局、また執行部にも迷惑にならない程度ですね、自粛をしながらの今の体制であるということは、ご理解いただきたいと思っております。そういった意味について職務執行者の方からの答弁をお伺いしたいと思っております。

織田市長職務執行者 はい、委員長。

桑岡委員長 織田市長職務執行者。

織田市長職務執行者 職務執行者です。藤井議員さんのご質問にお答えしますが、3月1日にああして6町が合併をしまして、その前に合併する前にいろいろな件について、町長なり、あるいは助役なり担当課長あたりでこういう問題については協議して参りました。しかし、議員の皆様にも市民の皆様にも迷惑のかかるようなことが絶対あっちゃありませんので、今後その辺は十分私も意に留めまして進めて参りたいと、このように考えておりますので、一時的には我慢と申しますか、皆さん方にもいろいろちょっとご不便をかけている面が多々あるとは思いますが、そこらもやはり執行部といたしましてもよくご理解を申し上げ、皆さん方のご協力をいただきながら新しい市の議会の皆さん方に迷惑のかからないように、あるいは町民の、市民の方に迷惑のかからないような議会活動ができるような方向で、取り組んで参ります。以上でございます。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

桑岡委員長 以上をもって、本予算審査特別委員会に付託を受けました全ての案件についての質疑を終結いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時46分 休憩

午後2時02分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長 再開いたします。  
これより一括討論に入ります。  
まず本案12件に対する反対討論の発言を許します。

岡田委員 委員長。  
桑岡委員長 岡田委員。

岡田委員 私は全部を反対とは言いませんが、審査中にいろいろ話を聞いたり、確かに暫定予算ということで、執行体制の方も各町持ち寄りじゃというような言葉が随分出ました。それは暫定予算、合併してのことで、すからそういう意味合いも私も理解はいたします。合併前もいろいろ協議を重ねてきておるわけですから、私が今の反対というのはですね、16年度のこの暫定予算の一般会計、この議案についてのこの中身でですね、これも全て必要経費であって殆どの内容がですね、市民に直結するものです。大部分が。ただ、私が指摘、反対の理由として言うのはですね、この法律に基づいてない予算、つまり以前言っておられました同和予算が、人権推進というかたちで国レベル、県レベルでもですね、地方自治にいたしましても、この法的根拠のない予算が一部含まれとると。このことがですね、安芸高田輝く新生都市にスタートに際しましてはですね、本予算ではありませんけれども、暫定予算ではあるけれども、しかしこういうことが含まれてキャッチフレーズに輝く人、安芸高田市にはいかほどかという考えを持っておりますので、この一部を含まれとるということに対して。従って一般会計には反対するという意見でございます。反対討論でございます。以上です。

桑岡委員長 他に反対討論はありませんか。

今野委員 委員長。

桑岡委員長 今野委員。

今野委員 岡田議員さんの関連になるかと思えますけれども、各町におきましてはですね、10年以上に渡ってですね、この部落問題いうのをですね、本当に一生懸命やってですね、解決に向けて行っていると。そうでないところもあるんだろうと思えますけれども、美土里町におきましてはですね、私が入ってからでも随分ですね、ハードな面、これも解決してきましたし、ソフト面におきましてはですね、一般行政に移行しましてですね、やってきとるわけなんです、これを予算を認めるということになりますと、また逆戻りすると、これがまず第1点でございますね。それで出来たものなれば先ほどおっしゃったように市民に直結した暫定予算でございますので、反対するのはいかがかと、このように思えますけれども、これをですね、出来るものならばどう言いますか、凍結という考えを持つとるわけなんです。凍結が叶わぬならば、やむを得ず反対と、こういう立場を取るものでございます。以上です。

桑岡委員長 他に反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、本案12件に対する賛成討論の発言を許します。

明木委員  
桑岡委員長  
明木委員

委員長。  
明木委員。

私は賛成討論いたします。今まで言われたように、今反対討論にありましたけど、実際にこれはですね、暫定予算として4ヶ月という予算であります。新市における今回の始まりですね、この新市における始まりにおいての暫定予算として、これは本当に市民に直接的な直結した予算であることは間違いありません。その中に確かに今まで指摘されますように、法的根拠のない予算等の措置がある、その部分はやはりこれから検討していくべきじゃないかと思われまして、その辺りについては今後意見書なりをですね、付けまして、この予算に賛成していくべきじゃないかというふうに考えます。以上です。

桑岡委員長

他に賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時08分 休憩

午後2時23分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長

再開いたします。

ここで付託を受けました議案12件についての、意見を付すべき事項があればご意見をお願いします。

岡田委員  
桑岡委員長  
岡田委員

委員長。  
岡田委員。

先ほど反対討論しました意見を、16年度一般会計暫定予算に少数意見として付して下さい。

桑岡委員長

賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手2名〕

2名でございます。

桑岡委員長

議案第12号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算についてから、議案第22号、平成16年度安芸高田市水道事業会計暫定予算までの件で、意見を付すべきものがあればお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後2時27分 休憩

午後2時41分 再開

~~~~~○~~~~~

桑岡委員長

再開いたします。

他に意見はございませんか。

〔意見なし〕

意見なしと認めます。

これより議案第11号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって議案第11号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑岡委員長

続いてこれより議案第12号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって議案第12号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑岡委員長

これより議案第13号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって議案第13号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑岡委員長

これより議案第14号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって議案第14号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑岡委員長

これより議案第15号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって議案第15号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑岡委員長

これより議案第16号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって議案第16号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑岡委員長

これより議案第17号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって議案第17号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑岡委員長

これより議案第18号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

桑岡委員長

よって議案第18号は、原案の通り可決すべきものと決しました。  
これより議案第19号を挙手により採決いたします。  
本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

桑岡委員長

よって議案第19号は、原案の通り可決すべきものと決しました。  
これより議案第20号を挙手により採決いたします。  
本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

桑岡委員長

よって議案第20号は、原案の通り可決すべきものと決しました。  
これより議案第21号を挙手により採決いたします。  
本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

桑岡委員長

よって議案第21号は、原案の通り可決すべきものと決しました。  
これより議案第22号を挙手により採決いたします。  
本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

桑岡委員長

よって議案第22号は、原案の通り可決すべきものと決しました。  
以上で、本予算審査特別委員会に付託されました、議案第11号から  
議案第22号までの12件についての審査は、全部終了いたしました。

なお、委員長報告書作成については、私にご一任願います。

〔異議なし〕

以上をもって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

~~~~~

午後2時48分 閉会